

◎新潟県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年1月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米倉板山新発田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市東新町四丁目366番1から	新	8.9～28.4メートル	88.0メートル
同市東新町二丁目10番1まで	旧	8.9～31.0メートル	78.1メートル